

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めて行くことが長期的に企業価値を向上させて行くと考えております。それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。

また、当社は、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけております。

これらの考え方に基づき、経営の透明性及び効率性を高め、内部統制の仕組み、コンプライアンス体制の充実を図るべく、コーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Paxalan S.a r.l.	9,810,000	34.89
齊藤精良	4,060,000	14.44
永島徹三	2,810,000	9.99
株式会社ブレンティー	2,342,000	8.33
二木渉	2,000,000	7.11
濵谷剛	1,430,000	5.08
SBI Ventures Two株式会社	1,090,000	3.87
萬年良子	400,000	1.42
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	395,500	1.40
NOMURA INTERNATIONAL PLC NIP TOKYO TRADE 2	279,000	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
白石 徹	他の会社の出身者										
鈴木 学	弁護士										
カスパート ロドニー	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白石 徹		-	白石徹氏を社外取締役とした理由は、証券会社においてIPO関連業務に従事し、経営管理体制の整備等にかかるコンサルタントとしての豊富な経験に基づき、当社経営全般に関する意見、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待して選任しております。 なお、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

鈴木 学	-	鈴木学氏を社外取締役とした理由は、弁護士として法律に関する高い専門性と幅広い見識を有しており、それらに基づいて、当社経営全般に関する意見、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待して選任されております。 なお、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
カスパート ロドニー		カスパート ロドニー氏を社外取締役候補者とした理由は、1995年に創業した現地体験ツアー予約サイト「Viator」の創業者であり、欧米圏での会社の経営者を歴任するとともに旅行業界に幅広いネットワークがあり、その豊富な経験と幅広い見識に基づいて、当社経営全般に関する意見、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待して選任しております。 なお、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的な会合をもち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。

監査役と内部監査担当者は、財務報告を含む業務の適正性や効率性、法令上の内部統制への対応等について報告、意見交換を行い、経営全般について連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池田 哲司	他の会社の出身者													
野田 泰司	税理士													
毛利 正人	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 哲司		-	池田哲司氏を社外監査役とした理由は、管理分野並びに監査役として、上場会社を含む他企業においての勤務経験に基づく幅広く高度な見識と豊富な経験により、経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任しております。 なお、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
野田 泰司		野田泰司氏は、野田泰司税理士事務所の代表者であります。野田泰司税理士事務所と当社の間には、2011年12月に税理士の業務に関する業務委託契約が締結されておりましたが、現在においては既に当該契約を解消しており、野田泰司税理士事務所ならびに野田泰司氏と当社との間に取引関係はありません。	野田泰司氏を社外監査役とした理由は、税理士として税務を中心とした高い専門性と幅広い見識に基づき、専門的見地から経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任しております。
毛利 正人			毛利正人氏を社外監査役とした理由は、事業会社及び監査法人での勤務経験があるとともに、現在は大学においてコーポレートガバナンス等について教鞭を執っておられ、また、他の上場会社の社外監査役にも就任されていることから、その豊富な知識と経験を、当社における監査に活かしていただけるものと期待しております。 なお、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績に対する意欲や士気を一層高めることにより企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績に対する意欲や士気を一層高めることにより企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフは配置しておりません。必要に応じ、Headquarters Divisionが連絡窓口となりサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社グループでは、透明性が高く、かつ迅速な意思決定を図るとともに、それに伴う機動的な業務執行並びに監査対応を適正に行える体制を構築するため、取締役会による監督及び監査役、監査役会による監査の体制を採用しております。

(取締役会、取締役)

取締役会は、取締役8名(うち社外取締役3名)で構成されております。

取締役会は、原則として毎月1回開催し、また必要に応じて臨時に開催しており、迅速な経営判断を行っております。

なお、取締役会には監査役が出席しており、必要に応じて意見を表明し、取締役の職務の執行を、監査・監督しております。

また、当社では企業経営に深い知見を有する社外取締役を積極的に登用することにより、取締役会の活性化、経営判断の高度化、取締役の業務執行に対する監督の実効性確保を図っております。

(監査役会、監査役)

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、社外監査役3名で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視するとともに、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。監査役は上場会社での執行役員及びその子会社での監査役経験者1名、税務を中心とした高い専門性を有する税理士1名、大学にてコーポレートガバナンスに関する教鞭を執っている学識者1名から構成され、監査機能強化と実効性確保を図っております。

監査役は、株主総会・取締役会などへの出席を通して取締役の職務執行を監督し、監査役会において課題についての協議を行うのみならず、会計監査人による会計監査、内部監査室との監査連携を図り、日常的に取締役・従業員からの報告やヒアリングを通して、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

(内部監査室)

当社は、代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査担当1名が内部監査を実施しております。内部監査室は、当社グループを対象に監査を行い、結果について代表取締役社長に報告するとともに、関係者に対して監査結果をフィードバックし是正を求める等、業務の適正性の確保に努めています。

内部監査室は、常勤監査役及び会計監査人と隨時意見交換を行って、堅確な内部監査体制の構築と実施を図るとともに、監査役及び会計監査人による監査の実効性に寄与しております。

(会計監査人)

当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任し、法定監査を受けております。

なお、会計監査人、監査役と内部監査室は、定期的な会合をもち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、透明性が高く、かつ迅速な意思決定を図るとともに、それに伴う機動的な業務執行並びに監査対応を適正に行える体制を構築するため、取締役会による監督及び監査役、監査役会による監査の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるよう、招集通知の早期発送に努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は、多くの株主が出席できるように他社の株主総会の集中日を避けるとともに、株主が出席しやすい場所を確保するよう留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社グループでは、インターネットを通じた議決権行使を可能とできるよう検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討中です。
招集通知(要約)の英文での提供	英文での招集通知の作成等、海外投資家へ向けた情報発信は、今後の株主構成を鑑みながら検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ内にIRウェブサイト上で開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成を鑑みつつ、個人投資家向けの定期的な説明会に関しては開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、年2回、アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成を鑑みつつ、海外投資家向けの定期的な説明会に関しては開催を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRウェブサイト上で決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	Headquarters Divisionの取締役皆嶋純平をIR担当責任者とし、Headquarters DivisionがIR活動を行います。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「関わるすべての人達とともに持続的に成長し、独自の存在感をもって、観光産業と国際交流をリードするグローバル企業」を企業理念として定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、「働きがいのある会社」づくりを積極的に推進しており、Great Place to Work(R) Institute Japanが実施した「働きがいのある会社」ランキング調査において、ベストカンパニーに選出されております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループでは、株主・従業員・お客様・取引先等のすべてのステークホルダーへの積極的な情報開示を重要な責務の一つと認識しており、証券取引所が定める適時開示規則に従った開示はもちろんのこと、コーポレートサイトや会社説明会等にて積極的に情報提供を行ってまいります。

その他

当社では優秀な人材については性別にかかわりなく積極的に登用しており、取締役・監査役11名中男性10名女性1名であります。(2019年3月現在)。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの構築の基本方針」を定め、取締役会による職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制づくりに努めています。その他役職員の職務執行に対し、監査役及び内部監査担当者がその業務執行状況を監視し、隨時必要な監査手続きを実施しております。

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の概要は以下のとおりです。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、企業倫理を遵守することで、社会的責任を果たすため、「コンプライアンス規程」等社内諸規程の整備と周知徹底を図ります。

・管理担当取締役を法令等遵守体制の整備に係る責任者として、法令等遵守にかかる規程・マニュアルその他の関連規程の整備を行うとともに、法令等遵守に係る教育啓蒙の実施、内部通報制度の整備等、法令等遵守体制の充実に努めます。

・内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内諸規程の遵守状況並びに職務の執行の手続及び内容の妥当性等を定期的に監査し、法令等遵守体制の改善に寄与します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」その他関連規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行います。

・取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理規程」を制定し、潜在リスク及び顕在リスク情報に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めます。

・リスクに関する情報を入手したときは、正確、かつ迅速に、リスクの把握と分析並びに対応策について検討します。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

・取締役会は月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。

・業務執行においては、「組織規程」及び「職務権限規程」等社内諸規程に基づき権限委譲と責任の明確化を図ることで、担当する部門における職務執行の効率性を高めます。

e. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、当社が策定した「関係会社管理規程」の遵守を求めます。

・内部監査室による内部監査を実施し、適時、グループ会社の適正な業務執行を監視いたします。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役の求めに応じた使用者を、監査役の職務を補助するものとします。

g. 監査役を補助する使用者の取締役からの独立性

・監査役は、監査役を補助する使用者に監査業務に必要な事項を指示することができます。

・前号の指示を受けた使用者はその指示に関して、取締役の指揮命令は受けないものとし、また、監査役を補助する使用者の人事考課については、事前に監査役の同意を得るものとします。

h. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、必要に応じて重要な文書を閲覧し、取締役及び使用者にその説明を求めることができます。

・取締役及び使用者は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告します。

・取締役及び使用者は、監査役に対し、当社に重要な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度の通報内容等を速やかに報告する体制を整えます。

・当社は、監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社の取締役及び使用者に周知徹底します。

i. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

・監査役は、代表取締役社長及び内部監査部門と定期的に意見交換を行います。

・監査役は会計監査人から定期的に監査の状況報告を受けることで監査の有効性、効率性を高めます。

・監査役が必要と認める場合には、弁護士や公認会計士等の専門家との連絡が行える体制を構築します。

・監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

j. 反社会的勢力を排除するための体制

・反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断します。

・Headquarters Divisionを反社会的勢力対応部署とし、情報の一元管理を行うとともに、すべての使用者に反社会的勢力に対応することを周知徹底し、組織的に違法行為・不当要求へ対処します。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社は、リスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、徹底することでリスク発生の防止と適切な対応により、損失の最小化を図るよう務めております。また、当社は、コンプライアンスに関する基本事項を「コンプライアンス規程」に定め、当社におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上に努めています。

(子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)

当社グループでは、関係会社がその自主性を発揮し、事業目的の遂行とグループ内で成長するための指導、育成を行うことを基本方針とし、そのための管理上の諸事項を「関係会社管理規程」に定めております。

具体的な管理方法といたしましては、当社のHeadquarters Divisionが関係会社を統括・管理・コントロールし、個々の業務については、各関係部署

が管理しております。また、当社の関係会社が重要事項について決定を行う場合、当社のHeadquarters Divisionと協議のうえ、所定の手続きを受けなければならないこととしております。さらに、Headquarters Divisionは、関係会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて各種報告書類等の提出を求め、検討を行うこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の継続的利益を供与しない方針であります。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

. 社内規程の整備状況

当社グループは、上記方針のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

. 対応管轄部署及び不当要求防止責任者

反社会的勢力への対応担当部門をHeadquarters Divisionと定め、反社会的勢力による不当要求、組織的暴力及び犯罪行為に関しては、直ちに対応担当部門に報告・相談する体制を整備しております。

. 反社会的勢力排除の対応方法

・新規取引先・株主・役職員について

日経テレコン等による調査及びインターネット検索による調査を致します。

取引の開始時には、各種契約書等には、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記することとしております。

・既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、既取引先等全件に対して、年1回の調査・確認を実施しております。

・既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

契約締結後に契約相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、当該契約を解除することを原則としております。

. 外部の専門機関との連携状況

特殊暴力防止対策連合会への加盟、外部講習会等の参加により、外部専門機関との連携体制を構築予定であります。

. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

Headquarters Divisionにおいて、反社会的勢力に関する情報の一元的管理及び蓄積を行うとともに、事前照会の結果、外部専門機関又は他企業等の情報を活用して、当該情報を適宜更新するよう努めております。

. 研修活動の実施状況

定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図ってまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

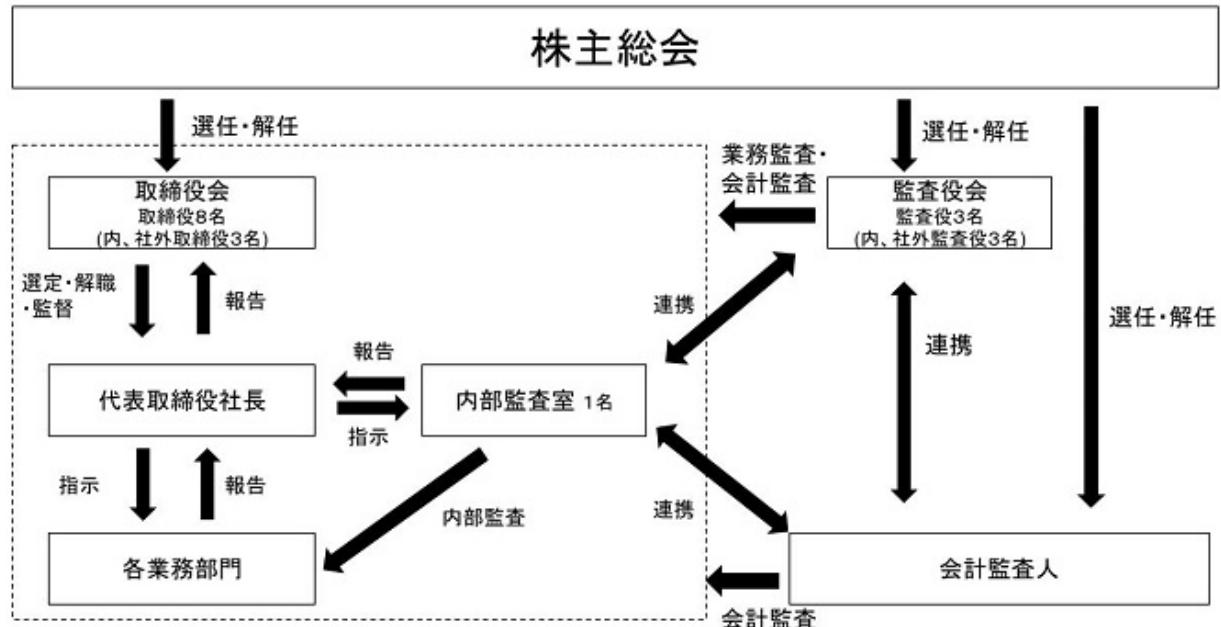
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関する事務フローの模式図を参考資料として添付いたします。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示手續】

